

# 令和5年第12回富山県教育委員会議事日程

11月13日（月）午後1時

県庁4階大会議室

## 1 会議録の承認について

令和5年9月29日開催の令和5年第10回富山県教育委員会会議録の承認について

令和5年10月16日開催の令和5年第11回富山県教育委員会会議録の承認について

## 2 議決事項

議案第34号 富山県民生涯学習カレッジ条例施行規則一部改正の件

生涯学習・文化財室長から説明し、原案のとおり可決した。

議案第35号 令和5年度末教員異動方針に関する件

教職員課長から説明し、原案のとおり可決した。

## 3 報告事項

(1) 第3回県立高校教育振興検討会議の開催結果について

県立学校課長から説明した。

(2) 富山県児童相談所等機能強化基本計画に基づき整備される児童心理治療施設入所

児童の学びの場の整備について

県立学校課長から説明した。

## 4 今後の教育委員会等の日程について

## 5 議決事項

議案第36号 富山県民生涯学習カレッジ運営会議委員任命の件

生涯学習・文化財室長から説明し、原案のとおり可決した。

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条7項により、議案第36号は非公開となりました。



議案第34号

富山県民生涯学習カレッジ条例施行規則一部改正の件  
富山県民生涯学習カレッジ条例施行規則の一部を次のように改正する。

令和5年11月13日 提 出

富山県教育委員会

教育長 荻 布 佳 子

富山県民生涯学習カレッジ条例施行規則の一部を改正する規則  
富山県民生涯学習カレッジ条例施行規則（昭和63年富山県教育委員会規則第9号）  
の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「新川地区センター、富山地区センター及び砺波地区センター」  
を「地区センター」に改め、同条第3号を削る。

第3条第2号中「新川地区センター、富山地区センター及び砺波地区センター」  
を「地区センター」に改め、同条第3号を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。



<p>(1) 本部の休所日は、次のとおりとする。</p> <p>ア 火曜日（その日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日以外の日）及び休日の翌日</p> <p>イ 12月29日から翌年1月3日までの日</p> <p>(2) <u>新川地区センター、富山地区センター及び砺波地区センターの休所日は、次のとおりとする。</u></p> <p>ア 火曜日及び休日</p> <p>イ 12月29日から翌年1月3日までの日</p> <p>(3) <u>高岡地区センターの休所日は、次のとおりとする。</u></p> <p>ア 毎月第4月曜日</p> <p>イ 12月29日から翌年1月3日までの日</p> <p>第4条～第6条 略</p>	<p>(1) 同左</p> <p>ア 同左</p> <p>イ 同左</p> <p>(2) <u>地区センター</u></p> <p>の休所日は、次のとおりとする。</p> <p>ア 同左</p> <p>イ 同左</p> <p>(削る。)</p> <p>第4条～第6条 略</p>	<p>高岡地区センターの休所日を変更し、他の地区センターと同一とするもの</p>
--	---	--

議案第35号

令和5年度末 教員異動方針に関する件

このことについて、別紙のとおり決定するものとする。

令和5年11月13日

富山県教育委員会

教育長 荻布 佳子

# 令和5年度末教員異動方針

富山県教育委員会

本県教育界の将来を見通し、全県の視野にたって適材を適所に配置し、もって教育活動の活性化を図り、教育水準の向上を期する。

## 1 登 用

校長及び教頭については、若手及び女性の積極的な登用にも留意し、学歴、年齢、性別に関わらず、適格者を任用する。

### (1) 校 長

相当の教育実績を有し、学校の管理運営について、十分な識見と指導力・統率力を有する者の中から任用する。なお、市町村立学校長については、富山県市町村立学校長任用候補者名簿に登載された者の中から任用する。

### (2) 教 頭

相当の教育実績を有し、学校の管理運営と教育指導について、識見・能力を有する者の中から任用する。なお、市町村立学校教頭については、富山県市町村立学校教頭任用候補者名簿に登載された者の中から任用する。

## 2 転 任

(1) 市町村教育委員会等との密接な連携のもとに、全県的な視野に立ち、広く交流を行う。

(2) 本人の住所、希望等については配慮するが、教育活動の活性化と教育水準の向上を図ることを第一義として、適正な配置を行う。

(3) へき地学校、小規模学校、特別支援学校及び高等学校定時制・通信制課程の教育を、さらに充実させるために交流を行う。

(4) 同一校勤務が長期にわたる者については、積極的に転任を行う。特に10年以上の者は、原則として転任を行う。

(5) 同一校勤務が2年に満たない者は、原則として転任させない。

## 3 新規採用教員

令和6年度富山県公立学校教員任用候補者名簿に登載された者の中から採用する。

### 第3回県立高校教育振興検討会議の開催結果について

#### 1 検討会議の開催

- ・令和5年11月6日（月）午後1時から午後3時まで、富山県民会館にて開催
- ・委員14名出席

#### 2 主な意見等

##### (1) 県立高校の再編に関する学校規模や基準などの基本的な方針について

- ・生徒が学びたい、学んでよかったと思えるためには一定水準の教育の質が必要。学校関係者や全国調査の結果では、4から8学級がよいとされている。現在の基準が適用されるのがよい。例外規定もあり弾力的に運用できるようになっている。
- ・規模だけでなく、学科やコースなど県全体のバランスを見極め学校を配置することが必要。令和2年度の基準を前提とし、必要があれば修正を加えるような捉え方で進めていけばよい。また、これまで通り規模の小さい学校から検討することが必要だろう。
- ・これまで様々議論され、令和2年度の基準が設定されてきた。教員数の確保や生徒が部活動などで仲間たちとともに過ごしたいという気持ちなどを考えての基準であったと思うので、この基準がよい。
- ・これまで通りの基準または、引き上げかと思う。総合的な探究の時間では、生徒が自ら課題を見つけて探究することが求められている。このような多様な学びに応じていくためには、それなりの教員や学校規模が必要。
- ・学校で過ごす時間、同級生や先輩後輩と過ごす時間はとても大切であり、そのためには4学級以上が必要ではないか。学校の歴史や地域性といった話もあるが、数で明確に示すことは大切。規模の小さい学校からというのは、誰もが異を唱えない点だろう。
- ・教育の水準を考えると4学級は最低でも必要。基準を引き上げて幅広く検討する方がよい。その中で、小さい学校を全て統合するのではなく、地域の実情に応じた再編も必要になってくる。
- ・基準を引き上げる必要がある。生徒にとって質の高い教育には、教員の数が必要。また、ある程度の規模のクラス数があることによって部活動等を含め効果がある。ある程度平等性を確保するためには、規模を少し大きめに取っておくのが近道だろう。
- ・10年後、15年後を想定して検討する必要がある。基準を引き上げることで志願状況や欠員状況も十分考慮できる。そういう柔軟性に富んだ考え方を持つべき。
- ・基準を引き上げれば、対象校が限定的にならずに幅広い中から決まるのでよい。
- ・基準を引き下げ3学級以下の学校ができてもいいのではないか。小規模校の良さもあれば、規模が大きい良さもある。数の規模で全て判断するというのは違うと思う。
- ・基準を設けるのはどれも悩ましいが、志願状況や欠員状況を基準にすることについては慎重な検討が必要ではないか。定員割れが起こっていても、その学校・学科がなくなると、本当に困ることが起きてくるのではないかと思う。



## (2) 県立高校の学科やコースの見直しについて

- ・工業系では、工業デザインなど女性が入ってもらえるようになるとうい。地場産業においてデザインで付加価値を上げていくことを、県内でできるようにしていくことは人材育成の意味においても価値がある。また、食料自給率をどう高めるかという大きな課題がある。重要な産業を伸ばしていくという意味で農業系に力を入れ、先進的な技術を学べるようにする必要がある。
- ・農業科や水産科では、関連する就職や進学者の割合が低い。「このカリキュラムのままでもいいのか」までを含めて検討していかなければならない。
- ・工業科に細かい、いろいろな科があっても「この先には何が待っているのだろう」とよくわからないところがある。一括募集や学科の名称変更があれば「行ってみようか」という気持ちになるのではないか。
- ・中学校、高校の先生方は、生徒が進路選択する時に「この学校のこの学科に行けば、社会とどう繋がることができるか」という社会との接点を伝えなくてはならない。ビジョンが見えれば子どもたちは目を輝かせるだろう。
- ・情報系のことを網羅する基礎学習ができていないと、卒業後に様々な端末に対応できる人材が育たない。情報系の普通科や工業科の中の情報系が増えるとよい。
- ・高校における職業科の役割は変わってきているのではないか。そうであれば、定員の一部を普通科に変更するなど、思い切ったことも必要ではないか。
- ・普通科の割合が低いので、普通科の増加や、職業科の減少をすることで、その割合を正すことが必要。ただし、職業科については、動物を扱う農業科が県内では中央農業高校だけであるというような強みを生かしていく必要がある。単に職業科を削減するのではなく、総合学科や普通科コースで学科の内容をつなげることも大切。

## (3) 様々なタイプの学校・学科について

### ○全国募集

- ・南砺平高校の郷土芸能部は素晴らしい成績を収めているし、スキー部はオリンピック選手を輩出している。学生寮もあるので前向きに検討してほしい。
- ・郷土芸能部の活動を拝見したが、本当にプロフェッショナルで素晴らしかった。情報発信によって全国の生徒が見に来てくれるといった可能性があればよい。
- ・寄宿舎では週末や長期休業期間に対応できないならば下宿という方法もあると思う。

### ○国際バカロレア

- ・莫大な人材投資が必要であり、昨今の国際情勢を考えるとグローバル化ばかりが魅力的というわけではない。慎重に議論すべきではないか。
- ・導入することで制約条件が多くなるのではないか。学校教育の中で、他国の文化に触れる機会を増やせばよい。語学に加え、世界史や地理など教科横断的な授業を行い、富山県をグローバル化教育の先進県と位置付けられるような特色ある取組みに挑戦してはどうか。
- ・専門的な教員や施設設備の充実、多額の予算等を考えると県立高校では設置が難しいのではないか。グローバルコースのようなところで、英会話力を高めながら探究活動に力を入れる方が適しているのではないか。

## 3 今後の予定

- ・第4回検討会議では、(1) 県立高校の再編に関する学校規模や基準などの基本的な方針(素案)について、(2) 県立高校の学科やコースの見直しについて、(3) 様々なタイプの学校・学科等について検討する予定。

富山県児童相談所等機能強化基本計画に基づき整備される児童心理治療施設入所児童の学びの場の整備について（報告）

本年において令和5年3月に取りまとめられた「富山県児童相談所等機能強化基本計画」に基づき整備が進められている児童心理治療施設に入所する子供の学びの場の整備の状況を報告します。

なお、学びの場は県立の特別支援学校として、運用に関する検討及び準備を進めます。

記

1 整備概要

富山県は基本計画（令和5年3月策定）に基づき、令和8年度中の供用を目指して児童心理治療施設\*を設置、整備する。

※家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を目的とする施設

あわせて、児童心理治療施設に入所又は通所する児童を就学させるための学校を整備し、病弱者を教育の対象とする特別支援学校として、児童精神科医や心理士による計画的で集中した治療やケアを受けながら、障害の特性や個別の教育的ニーズに応じたきめ細かい指導と支援を行えるようにする。

2 対象及び場所について

(1) 児童心理治療施設に入所する子供の状態像

心理的困難や苦しみを抱え、日常生活に生きづらさを感じている子供で、家族と生活していても改善が見込めず悪化する恐れがあり、心理治療が必要で入所又は通所により改善が見込まれる子供

- ①虐待を受けている子供で心理治療が必要とされる子供
- ②発達障害そのものの治療ではなく、発達障害や被虐待経験などを背景とする不適応症状など、二次障害の治療や支援が必要な子供
- ③強い対人不安などから生じる家庭内暴力や不登校、引きこもりなど二次的な問題を抱えている子供
- ④その他児童相談所長が必要と判断する子供

⇒ 学校教育法施行令第二十二條の三に規定する「病弱者」の障害の程度として示される『…疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの』に該当すると思料される。

(2) 子供の年齢及び定員

概ね小学校1年生から中学校3年生まで。入所定員30人、通所定員15人

(3) 立地

富山県リハビリテーション病院・こども支援センターに隣接する富山市下飯野地内の県有地

⇒ 職員の迅速な連携や施設機能の共有が可能なこと、児童の精神的な負担が小さいことから、児童相談所、児童心理治療施設、学びの場の3施設全てを一体的に整備



3 整備工程

- 令和5年10月～令和7年1月 建設設計のプロポーザル、基本設計、実施設計  
・新築工事基本設計業務の公募型プロポーザル 10月2日公告
- 令和7年7月～ 建設工事
- 令和8年度 供用開始

4 学びの場の運用について

対象となる子供は病弱で「継続的に生活規制を必要とするもの」であることから、本学びの場は病弱者を教育の対象とする特別支援学校として、今後、対応する施設の整備、教員の配置、教育課程の整備等を行う。

なお、本県の特別支援学校は、複数の障害に対応した学校とすることを基本方針としていることを踏まえ、隣接する特別支援学校を含めて運用に関する検討及び準備を進めるものとする。

参 考

## 今後の教育委員会等の日程について

- 令和5年12月28日(木) 14:00 予定  
教育委員会 (県庁本館4階 大会議室)